

【4】 「釈尊のサンガ」の形成過程

[0] 上記のように「釈尊のサンガ」は、中央集権的な指示命令系統がきちんと整ったレギュラー・チェーン店方式的な組織ではなく、釈尊の教えによってゆるやかに結ばれたフランチャイズ・チェーン店方式的な組織であったものと考えられる。そしてそれを実効性あらしめたのは布薩・雨安居・自恣・遊行などの行事であった。

しかし読者諸賢は、以上の論述だけではまだ十分に納得されてはおられないであろう。そこで今度は、上記のような組織と上記のような行事・習慣がどのように形成されたかという過程を考察することによって、上記の推論が妥当性を持ったものであるとことを論証してみたい。これも詳しい考察は別の機会に譲ることとして、ここでの問題に係わる事項のみを取り上げる。

[1] 前述したように、サンガの最も基本的な意味は羯磨を行いうる状態にある比丘あるいは比丘尼の集団（行う羯磨によって人数は異なる）であって、したがってサンガの成立にもっとも直接に関連するのはこの羯磨の制度がいつどのようにできたかである。それではこの羯磨の最初は何かということになるが、おそらくそれはサンガの入団を審査するための受戒羯磨である。羯磨はサンガがなければ行えないものであり、正式なサンガはこの羯磨が成立したときに成立したと考えられるからである。要するにサンガ入団審査のための羯磨の成立とサンガの成立は不即不離の関係にあるということが出来る。

[2] ところでパーリ律蔵の大品・大犍度（受戒犍度）は、他の漢訳律では「受戒犍度」「受戒法」などと称され、正規の受戒のための羯磨法である「十衆白四羯磨受戒法」の行い方を定めたものである。律蔵の規定には、当該規定の精神を示すためという役割をも果たすから、その規定が定められるに至る経過も付記されるのが普通である。したがってこれにも詳しい因縁譚が付されている。

また律蔵の規定はそれが定められる以前の出来事には適用されないのが原則であるが、受戒法は何度かの変遷があって、正規の「十衆白四羯磨受戒法」以前の方法によって具足戒を受けた比丘も正規の比丘として認められる。「十衆白四羯磨受戒法」が成立する以前に別の形で受けた具足戒法も有効とされているわけであって、現代の法律用語でいえば「遡及効」が認められていることになる。したがって特に受戒犍度は、正規の「十衆白四羯磨受戒法」が成立する以前の因縁譚も詳しく語られるのであるが、受戒羯磨は前述したようにサンガの形成と不可分の関係にあるから、この因縁譚はサンガ形成史を物語ることにもなり、それが期せずして仏伝のようなものになって、そこで釈尊の伝記を記したもっとも古い資料として尊重されるのである。しかしこれはそもそもは受戒方法の変遷、ないしはサンガ形成の歴史として記されたものであって、けっして仏伝を記すことが主題となっているのではないから、釈尊の伝記を探るときにこれを用いるにはよほどの注意が必要である。

ともかく以下にこの受戒法の変遷を考えてみよう。

[2-1] パーリ律蔵の「大犍度」の因縁譚は菩提樹下における釈尊の成道から始まるが、『四分律』や『五分律』は釈尊の燃灯仏の元での初発心ないしはこの世の誕生から始まる。

おそらくこの部分は三宝のうちの「仏宝」成立の因縁を語るものであると考えられる。

そして鹿野苑での初転法輪が続くが、これは「法宝」成立の因縁を語ったものであろう。

そしてこれによって五比丘が法眼淨を得、釈尊による「善来比丘具足戒法」によって出家して、ただちに阿羅漢果を得て、「そのとき世界に6人の阿羅漢があった」と記される。

「善来比丘具足戒」というのは、釈尊の弟子になりたいと願う者が、「私は願わくば世尊のみもとにおいて出家して具足戒を得たい (labheyyāhaṃ bhante bhagavato santike pabbajjaṃ, labheyyaṃ upasampadaṃ)」と願い出て、釈尊がサンガに諮ることなく「来れ比丘よ (ehi bhikkhu)」と許されるものである。これは「僧宝」成立の因縁を語ったものであろう。なおこれをサンガの原形とすれば、これは「釈尊のサンガ」であるとともに、「仏を上首とするサンガ」でもあったわけである。

なぜ「受戒難度」がこのように三宝成立の因縁を語ることから始めるかといえ、それは受戒法の最初の形式は、次に述べるように「三宝帰依具足戒法」であるからである。

[2-2] 「論文13」でも書いたことであるが、釈尊は初転法輪で五比丘や、ヤサおよびその友人たちを弟子とされた後に、彼らを諸国に布教に出された。地方に出た直弟子たちは、釈尊の弟子になりたいという希望者が現れると、彼らを連れて釈尊のもとに帰ってきて、釈尊は「善来比丘具足戒」によって彼らを自分の弟子とされた。このようにこの段階でもサンガは「釈尊のサンガ」であるとともに「仏を上首とするサンガ」であったことになる。

ところが直弟子たちはこのように各地と釈尊の間を行ったり来たりしているうちに疲労困憊し、新しく弟子になりたいものも途中で挫折するなどのことがあったので、釈尊は比丘たち自身が出先の各々の方角、各々の地方において、自らの手で、三宝帰依によって出家具足戒を与えることを許された。この時「仏弟子たちを上首とするサンガ」の原形ができ上がったことになる。しかしこの「仏弟子たちを上首とするサンガ」は、上述したように「仏」と「法」と「僧」の三宝に帰依することが条件になっていたのであるから、釈尊の弟子であることに相違はなく、このときフランチャイズ・チェーン店方式の「釈尊のサンガ」もでき上がったことになる。もっともこの時点では、【1】 - 【1】 に書いたような第1、第2、第3の意味の「サンガ」も形成されていたわけではなく、あくまでもその「原形」にすぎなかったから、第4の意味のサンガもあくまでも「原形」にすぎなかった。

[2-3] しかしながらこの「三宝帰依具足戒法」を定められて「仏弟子を上首とするサンガ」の原形が成立して以降も、そして正式な「十衆白四羯磨具足戒法」が定められて、正式な「仏弟子を上首とするサンガ」が成立して以降も、釈尊のみは従前と同様に「善来比丘具足戒」で出家授戒され、ご自分の弟子にする権利を保持されていた。したがって「三宝帰依具足戒法」を定められて「仏弟子を上首とするサンガ」の原形が成立したときに、サンガには「仏を上首とするサンガ」とならんで「仏弟子を上首とするサンガ」の2種が生まれたことになる。と同時にそれまでは「仏を上首とするサンガ」と重なっていた「釈尊のサンガ」は、この2種のサンガから形成されることになったわけである。

[2-4] しかしながら「三宝帰依具足戒法」によって仏弟子たちが自らの弟子を取ることを許された時点においては、いまだ「釈尊のサンガ」の統合原理となるべき「法」も「律」もそれほど具体化されていなかったし、統合を実効性あらしめる布薩や雨安居などの行事も制定されていなかった。だからこそ漠然とした三宝帰依が条件となったわけである。

おそらくそのために、いわば「釈尊のサンガ」としての統制がとれず、「仏弟子を上首とするサンガ」の運営は自由放任であって、したがって出家修行者としての行儀もわきまえず、またそれを出家させると家族が崩壊せざるを得ないような者までも出家させるというようなことが起こって、社会からの非難が巻き起こることになった。

和尚と弟子の制ができ、基本的な入団資格に関する規定が制定されることになったのは、こうした契機からであって、こうして「律」が整備されてくると、サンガ入団の審査は白四羯磨によって行われることになった。こうして「羯磨」の制が成立し、「羯磨」を行いうる条件を備えたサンガというものが形成されるようになったのである。この時正式な「仏弟子を上首とするサンガ」が成立したのである。そのときのサンガ成立の要件が何人であったのかは判然としないが、おそらく最初は4人以上であって、やがて入団審査のためのサンガは10人以上でなければならないということになったのであろう。

そして今までは観念的な仏・法・僧が個々のサンガを一つに結びつけていたのであるが、このときはじめて具体的な法と律、特に律の規定が個々のサンガを結びつけるようになり、個々のサンガのすべてはこの律によって等しく運営されることになったのであって、この時に同時に正式な「釈尊のサンガ」も成立したということが出来る。

[2-5] 以上のような経過で「仏を上首とするサンガ」と「仏弟子を上首とするサンガ」が成立し、それにともなって「釈尊のサンガ」もこの二つから形成されるようになったのであるが、現時点で筆者の考えている時間的経過は以下のようなものである。ただしその厳密な論証は近い将来に行う予定であるので、ここにはその結論のみを記す。

釈尊は成道の年の雨期はウルヴェーラーにおいて過ごされ、雨期が明けてからヴェナレス近郊の鹿野園に赴かれ、五比丘を教化された。したがってサンガの原形が成立したのは成道2年であるということになる。

釈尊は続いてヤサヤサの友人などを教化され、第2回目の雨期を過ごされた。そして雨期が明けたとき、弟子たちを諸国に布教に出された後、自らもウルヴェーラカッサパを教化するためにウルヴェーラーに戻られた。そしてそこで成道後第3回目の雨期を過ごされた。

500人もの弟子を有していたとされる螺髻梵志であったウルヴェーラカッサパの教化には釈尊も苦勞されたようであるが、それに成功すると300人の弟子を有していたその弟のナディーカッサパも、200人の弟子を有していたガヤーカッサパも釈尊の弟子となった。すべて善来比丘具足戒によってである。こうして大人数となった「仏を上首とするサンガ」は、寒村であったに過ぎないウルヴェーラーでは生活できず、しかもナディーカッサパやガヤーカッサパの徒は大都会であったガヤー近郊に拠点をおいていたから、「仏を上首とするサンガ」はガヤー近郊のガヤーシーサに拠点を移すことになった。

一方諸国に布教に出ていた弟子たちが出家希望者を連れてガヤーにやって来るようになって、彼らを釈尊は善来比丘具足戒で自分の弟子とされた。これまでの弟子はすべて善来比丘具足戒で出家しているから、すべて「仏を上首とするサンガ」のメンバーになったことになる。ところがこのようなことをくり返している間に布教に出ていた比丘たちが疲労困憊することになった。こうして「三宝帰依具足戒」が許されることになったのであるが、これをパーリの律蔵では弟子たちを諸国に布教に出した直後に記し、そしてそのあとに釈尊はウルヴェーラーに戻られたとしている。

しかし弟子たちが疲労困憊したということを考えればそれはありえないことであって、「三宝帰依具足戒」を許されたのはウルヴェーラーに戻られた後でなければならないであろう。もっともそれではそれはいつごろであったかということが問題となるが、筆者は現時点ではそれを弟子たちを布教に出されてから6年後のことであると考えている。ウルヴェーラーとガヤーの近郊で6年を過ごされたということは、成道後第3、第4、第5、第6、第7、第8の雨期を過ごされたということになり、おそらく「三帰具足戒」を許されたのは第9年の雨期のときではないかと考えている。そしてこれが実施に移されたのは、この第9年の雨期が明けたときであって、もしこれが正しいとすれば「仏弟子を上首とするサンガ」の原形ができ、「釈尊のサンガ」が「仏を上首とするサンガ」と「仏弟子を上首とするサンガ」の2つによって形成されるようになったのは成道10年ということになる。

[2-6] このように釈尊は弟子たちが自ら、自らの弟子をとることを許されたので、釈尊自身はガヤーの近辺にとどまって、いつ帰ってくるかわからない弟子たちを待つ必要がなくなった。要するに行動の自由を得たのであって、そこでかねてからの念願であったマガダ国王ピンピサーラを教化するために、王舎城に移ることができたのである。そしてピンピサーラ王の帰信を得ることに成功し、また舍利弗・目連とその仲間250人が弟子となった。

しかし一方では急速なサンガの発展ともなあって、マガダの婦人たちから「沙門ゴータマがやってきて、子を奪い、夫を奪い、家系を断絶させる」という非難や、釈尊の手を離れたところで、いわば何の統制もないままに仏教の出家修行者が輩出されることになったので、出家者としての行儀をわきまえない比丘たちが続出して、それに対する非難が生じることになった。

こうして和尚と弟子の制や十衆白四羯磨具足戒法が制定され、そのための出家審査規則もでき上がったのであって、これは釈尊が王舎城に移られてから2、3年後のことであったのではないであろうか。和尚と弟子の制は、和尚となる者は出家してから10年以上を経過した者でなければならないとされ、「十衆白四羯磨具足戒法」はこの制度と不可分に結びついているのであるから、これが初転法輪において最初の弟子が生まれたときから10年以内ということはありません、先のような経過を考えれば、これは早くても成道12、3年ということにならざるを得ないからである。こうして正式な「仏弟子を上首とするサンガ」と「釈尊のサンガ」が成立したのである。

[3] そしておそらくこの時に、あるいはこれにいくらか遅れて、布薩や雨安居や自恣、あるいは遊行の制も定められたのであろう。「釈尊のサンガ」が実質的に機能するためには、その装置も同時に成立していなければならないからである。

[3-1] 月に2回「律」を確認する会である布薩の制度が始まった因縁は、『パーリ律』の「布薩鍵度」⁽¹⁾に次のように語られている。

そのとき世尊は王舎城の耆闍崛山に住しておられた。外道の修行者たち(aññatitthiyā paribbājakā)は半月の14日、15日、8日に集会して法を説いていた。人々は法を聞くために彼らのもとに集まった。人々は外道の修行者たちに愛念を生じ、信心を得た。外道の修行者たちは衆徒(pakkha)を得た。そこでピンピサーラ王は世尊のところに行き、「外道の修行者たちは半月の14、15、8日に集会して法を説き、人々

はそれを聴きに集まり、外道の修行者に愛念を生じ、信心を得ている。尊者らもそうした方がよいのではないですか」と。そこで、「半月の14、15、8日に集会することを許す」と定められた。(取意)

と。

『四分律』「説戒毘度」⁽²⁾、『五分律』「布薩法」⁽³⁾もほぼ共通するが、『十誦律』「布薩法」⁽⁴⁾は、

世尊が王舎城におられたとき。異道の梵志がたは布薩をし、布薩羯磨をし、波羅提木叉を説いているのに、どうしてやらないのかという非難に、半月半月に波羅提木叉を説くことを定められた。

とし、制定の因縁にビンピサーラ王が登場しない。

これは在家信者の布薩であるが、出家者のための布薩については次のように記されている。

『パーリ律』は、

世尊はこのように考えられた。私は比丘たちのために学処(sikkhāpadā)を定めた。

これを波羅提木叉として誦すこと(pāṭimokkhuddesa)を許そう。これをもって布薩羯磨(uposathakamma)としよう、と。そして次のように定められた。「比丘らよ、誦すにはこのようになさるべきである。……」⁽⁵⁾

とする。『四分律』は

爾時世尊在閑靜處思惟、作是念言。我與諸比丘結戒、説波羅提木叉。中有信心新受戒比丘未得聞戒、不知當云何學戒。我今寧可聽諸比丘集在一處説波羅提木叉戒。爾時世尊。從靜處出、以此因縁集諸比丘告言。我向者在靜處思惟、心念言。我與諸比丘結戒及説波羅提木叉戒。有信心新受戒比丘未得聞戒、不知當云何學戒。復自念言。我今寧可聽諸比丘集在一處説波羅提木叉。以是故。聽諸比丘共集在一處説波羅提木叉戒⁽⁶⁾。

としている。

このようにして布薩は始められ、比丘たちは初めは半月に3度波羅提木叉を誦していたが、後に半月に1度、14日か15日に誦すことに訂正されたのである。

このように布薩の制は定められたのであるが、いずれの律もそれは釈尊が王舎城におられたときのことで、『十誦律』を除いては、その主な契機は熱心な仏教信者であったビンピサーラ王の進言によるとする。もしこれが事実であるとするならば、これはビンピサーラ王の帰信の後のことでなければならぬ。しかもこの行事の内容は、比丘たちのために定められた学処を誦すことであるから、比丘の誦すべき戒律も制定された後でなければならぬ。もちろん律は随犯随制されて徐々に蓄積されていったのであるから、初めから現在われわれが持つ波羅提木叉のようなものがあつたわけではないが、ともかくごく基本的な戒条はすでに定められていたのであろう。羯磨という会議によって出家希望者の入団を審査することになれば、これにも何らかの資格審査基準というものができていなければならない、したがって「十衆白四羯磨受戒法」が制定されたときには、このようなものも制定されたはずであるということを考えて、この布薩の制もこのころに制定されたとしても一向に不思議はない。

(1) Vinaya 「布薩毘度」(vol. I p.101)

(2) 大正 22 p.816 下

(3) 大正 22 p.121 中

- (4) 大正 23 p.158 上
- (5) Vinaya 「布薩犍度」 (vol. I p.102)
- (6) 大正 22 p.817 中

[3-2] しかしながら雨安居の制が定められたのは、あるいはもう少し遅れたかもしれない。雨安居の制定の因縁を『パーリ律』の「入雨安居犍度」⁽¹⁾は、

そのとき世尊は王舎城の竹林園に住しておられた。その時はまだ世尊は雨安居の制を定められていなかったのので、比丘らは冬も夏も雨期も遊行していた。人々は「なぜ沙門釈子らは冬も夏も雨期も遊行して、青草を踏み、1根の生命を害し、多くの小生命を殺すのか。外道たちは悪説法するもの (*durakkhātadhammā*) であるけれども、雨期に住するところ (*vassāvāsa*) を求め構える。鳥たちも木の頂きに巣を作り、雨期に住するところを求め構える。しかるに沙門釈子らは冬も夏も雨期も遊行して、青草を踏み、1根の生命を害し、多くの小生命を殺す」と非難した。そこで、「雨安居に入ることを許す (*anujānāmi vassaṃ upagantum*) 」と定められた。(取意)

とする。

他の漢訳律も同じような因縁譚を記すが、これを釈尊が王舎城におられたときのこととするのは『十誦律』「安居法」⁽²⁾のみで、『四分律』「安居犍度」⁽³⁾、『五分律』「安居法」⁽⁴⁾、『僧祇律』「安居法」⁽⁵⁾、『根本有部律』「安居事」⁽⁶⁾は釈尊が舎衛城ないし舎衛城の祇園精舎におられたときのことであるとする。もしこの雨安居の制が釈尊が舎衛城におられたときのこととすれば、「コーサラ国波斯匿王と仏教—その仏教帰信年を中心に—」⁽⁷⁾で検討したように、祇園精舎の建設は早く見積もっても仏成道14年であって、この時はじめて釈尊は舎衛城に足を運ばれたのであるから、雨安居の制はこの時かこれよりも後のことということになる。

しかしながら十衆白四羯磨具足戒法が制定され、フランチャイズ・チェーン店方式の「釈尊のサンガ」が形成されたのが成道12、3年のことであるとするれば、それからそれほど隔たったときではないということができよう。

- (1) vol. I p.137
- (2) 大正 23 p.173 中
- (3) 大正 22 p.830 中
- (4) 大正 22 p.129 上
- (5) 大正 22 p.450 下
- (6) 大正 23 p.1041 上
- (7) 「印度哲学仏教学」21号 北海道印度哲学仏教学会 2006年10月

[3-3] 3ヶ月ないしは4ヶ月の雨安居の最後の日に行われる自恣の制定には、次のような因縁譚が伝えられている。『パーリ律』の「自恣犍度」⁽¹⁾は

世尊は舎衛城の祇園精舎に住しておられた。そのとき同じ見解の仲のよい比丘たちがあって、コーサラ国のある住所で雨安居を過ごした。そして和合して、争うことなく、安楽に雨安居を過ごそうとして、語りかけず、共に語らないようにしようと約束し、そうして雨安居を過ごした。雨安居を出た比丘たちは世尊に会うために世尊のところに行くのが習慣であったし、世尊は彼らと会われるのが習慣であったから、彼らは世尊のもとに行き、世尊は彼らと会われた。そして世尊は、「和合して、争うことなく、安楽に

雨安居を過ごしましたか」と尋ねられた。そこで比丘たちは先のようなことを報告し、雨安居を安楽に過ごしたと答えた。これを聞かれた世尊は、「これら愚人たちは安楽に過ごしていないのに安楽に過ごしたという。これらの愚人たちはあたかも畜獣のように、白羊のように、放逸人のように共住したのに安楽に住したという。どうして外道の持つ唾戒を持つのか」と非難され、「外道の持つ唾戒を持つてはならない。雨安居に住する比丘は、三事によって自恣を行うことを許す。三事とは見・聞・疑である。これによってあなた方はあいともに随順し、罪を免れ、律を尊重することができるであろう」と定められた。(取意)

とする。そして自恣の行い方が細かに規定されている。簡単に言えば、一人ひとりの比丘が順番にサンガに対して、雨安居期間中の行いについて、「もし自分に見・聞・疑において罪があったら指摘して下さい。もしそうなら規定どおりに罰に服します」というのである。

『四分律』⁽²⁾も、『五分律』⁽³⁾も、『十誦律』⁽⁴⁾も、これを釈尊が舎衛城あるいは舎衛城の祇園精舎におられたときのこととし、同じような因縁譚を記している。

もちろんこれは雨安居の制が定められ、それにしたがって雨安居に入った比丘たちの考え違いをきっかけにして定められたのであるから、雨安居の制の定められた後のことには違いないが、さりとてその制定の時期をそれから遠く隔たったものと想定する必要もないであろう。

(1) vol. I p.157

(2) 大正 22 p.835 下

(3) 大正 22 p.130 下

(4) 大正 23 p.165 上

[3-4] 遊行は『パーリ律』の比丘尼・波逸提 40 に、「安居を終えて、例え 5、6 由旬でも (chappañcayojanāni pi) 遊行に出なければならない」⁽¹⁾ という規定があるのみで、比丘にはこのような規定はない。律の規定における 1 由旬は 6.5km であるから⁽²⁾、6 由旬はおおよそ 40km ほどになる。また界は最大でも 3 由旬とされるから⁽³⁾、この規定は雨安居を終わったら少なくとも界を出なさいということの意味するのであろう。『五分律』「(比丘尼) 墮 094」はこれを「たとい 1 宿でも去らなければ波逸提」とし⁽⁴⁾、『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 096」は「たとい 1 宿でも出なければ波逸提」としている⁽⁵⁾。

しかし次のような話が伝わっているから、比丘たちも遊行はおそらく半ば義務的になされた不文律というべきものであったのではないかと推測される。その話とは次のようなものである。『パーリ律』「大鍵度」によれば、

その時釈尊は王舎城で、雨期も、冬も、夏も過ごされた。人々は、「沙門釈子らにあっては、四方に通路なく、真っ暗であって、彼らは四方を知らない」と言って非難した。そこで釈尊は阿難に「これから南山に行くから、希望者を集めよ」と命じられた。ところが比丘らは、「世尊は 10 年の間は依止して過ごさなければならないと定められました。もし私たちが南山に行くなら、そちらで依止をとり、しばらく住して帰ってきたときには、また依止をとりなおさなければなりません。私たちの和尚・阿闍梨が行くならば行きますが、もし和尚・阿闍梨が行かないなら私たちも行きません」と言った。釈尊は少数の比丘衆と南山に行き、しばらくの間とどまって王舎城に帰られた。そして阿難

にともなった比丘の数の少なかった理由を聞かれて、「聡明有能な比丘は5年間依止すればよい、不聡明な比丘は命終わるまで依止して住すべきである」という規則を作られた⁽⁶⁾。

とされている。

『五分律』「受戒法」⁽⁷⁾も『四分律』「受戒毘度」⁽⁸⁾も同じような因縁譚を語るが、『四分律』「受戒毘度」はこれを釈尊がウルヴェーラカッサパの徒衆や、舍利弗・目連の250人の仲間や、王舎城中の多くの大富豪貴家の子弟を出家させたときのこととしている。ただし『十誦律』「受具足戒法」⁽⁹⁾、『根本有部律』「出家事」⁽¹⁰⁾は、これが王舎城での出来事であったとするのは同じであるけれども、この非難のことには触れていない。しかしながらこれらも上記のようなエピソードを下敷きにしてしまうと想像しても不都合はないであろう。したがってこのエピソードが語るによれば、たとい規定がなかったとしても、不文律として比丘も雨期が終わったら遊行しなければならなかったものと考えられる。逆に「雨安居を住せざる間は遊行に出るべからず。出る者は悪作」⁽¹¹⁾というような規定があることもそれを証明する。

さてそれではこのような不文律ができ上がったのはいつのことであるかということであるが、それは少なくとも出家したら最低10年間は和尚あるいは阿闍梨に依止して過ごさなければならないという規定が定められた後であることは、このエピソードが「聡明有能な比丘は5年間依止すればよい」という依止規定の改訂を物語るためのものであることから明らかである。

なおこのエピソードにはほかの重要な情報が含まれていて、それはすべての資料に例外なく侍者としての阿難が登場することである。阿難は釈尊が入滅される時点で、晩年の25年間を侍者として過ごしたとされるから、阿難が侍者になったのはおそらく仏成道後20年たったときのことであって、サンガの形成が成道13年であったとすると、さらに少なくとも7年後のことになる。

しかしながら前述したように、マガダ国とならぶ大国であったコーサラ国にさえ仏教が伝わったのは、祇園精舎が建設された成道14年以降のことであって、しかもそのころの波斯匿王はむしろ仏教を批判的に見ていたのであるから、阿難が侍者になった成道20年の頃には、まだそれほど全国に「仏弟子のサンガ」が点在するというような状態にはなっていなかったものと思われる。したがって釈尊が新しく定められた「法」と「律」が、遊行によって全国の津々浦々に伝えられなければならない状況にもなっていなかったであろう。

後に地方では10人以上の有資格者を確保することは難しいということで、地方においては5人で授具足戒の羯磨をなすことができるという特例としての「五衆白四羯磨具足戒法」が許されることになった。これがいつのころかわからないが、この頃になると仏弟子たちがインドの各地に進出し、「釈尊のサンガ」もまたインド全国に展開することになっていたであろう。しかしこの頃には布薩の制はもちろん、雨安居の制も、自恣の制も、そして不文律としての遊行の制も確立していたであろう。「釈尊のサンガ」が拡大するためにはこのような制度の整備が必要であったし、このような制度が整備されたがゆえにこそ「釈尊のサンガ」も拡大しえたのである。

しかし、もしそうなら遊行も全出家者の行うべき義務として定められるべきであったであ

ろうが、それは現実には難しかったのであろう。比丘・比丘尼は集団で行動するのが習慣で、他国にいっせいに遊行に出た比丘・比丘尼たちが、見知らぬ土地において安全と食料と住所を安定的に確保することは並大抵のことではなかったであろうからである。そこで比丘尼には「安居を終えたら、例え5、6由旬でも遊行に出なければならない」という控えめな規定が制定されることにとどまった。比丘尼の生活には比丘とは異なるさまざまな制約があり、それほど遊行に時間を割くことができなかつたとしても、せいぜい3、4日の行程であったものと考えられ、漢訳ではそれを「一宿」と表現している。このように遊行については、全出家者の義務とすることは現実的に難しかったのである。

(1) vol.IV p.297

(2) 「由旬 (*yojana*) の再検討」(「モノグラフ」6 2002年10月) 参照

(3) *Vinaya* (vol. I p.106) 『五分律』(大正22 P.124上)も同じ。『百一羯磨』(大正24 P.467下)は両瑜膳那半とする。

(4) 大正22 p.089中

(5) 大正23 p.322下 ちなみにその他の漢訳律は、『四分律』「(比丘尼)単提096」(大正22 p.746中)は「安居が終わったら去らなければならない(波逸提)」、『僧祇律』「(比丘尼)波逸提135」(大正22 p.542中)は「安居が終わったら遊行に出なくてはならない(波逸提)」、『根本有部律』「(比丘尼)波逸提102」(大正23 p.1003中)は「安居が終わったら遊行に出なくてはならない(波逸提)」とする。

(6) vol. I p.079

(7) 大正22 p.116中

(8) 大正22 p.805下

(9) 大正23 p.151上

(10) 大正23 p.1032上

(11) *Vinaya* 「入雨安居健度」(vol. I p.138)は「1根の生命を損ない、小有情を殺すから」とし、『四分律』(大正22 p.830上)は「一切時春夏冬において人間に遊行すべからず。今より已去、三月夏安居することを許す」とする。

[4] 以上のように、フランチャイズ・チェーン店方式の「釈尊のサンガ」が存在したであろうことは、サンガの形成史や、布薩・雨安居・自恣・遊行などの制定史を併せ考えると、より説得力があるものとなる。